令和８年（フ）第３３号
新潟県上越市五智６丁目１番２号　プロムナード・ゴチＡ　202号
破産者　安堂　賢次（旧姓江川）
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１０号
兵庫県洲本市宇原1716番地１
破産者　内海　司朗
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第６５９号
広島市安佐南区伴北７丁目48番５号
破産者　井出　　豊
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３４１号
広島市南区旭２丁目17番37―208号
破産者　中西　篤史
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３３号
香川県丸亀市飯山町東坂元3580番地137
破産者　久保田大介
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第４０号
香川県坂出市福江町三丁目１番25号
破産者　杉崎　明子
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第５号
高知県四万十市右山元町１丁目８番７号
破産者　出張　順也
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１１号
福岡県行橋市行事１丁目22番30号　スイートレジデンスＣ108、前住所福岡県築上郡築上町大字湊596番地１　クリンピア105号
破産者　大津　晃哉
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２３号
福岡県行橋市大字寺畔397番地３　寺畔団地31号
破産者　連波　雅隆
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第３７号
福岡県那珂川市五郎丸１丁目151番地、前住所福岡県那珂川市今光４丁目148番地（ベル・ファミールＡ）
破産者　江頭　夏樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９４号
佐賀県鳥栖市前田町2266番地19
破産者　大隈　浩一
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３号
鹿児島県薩摩川内市大小路町58番３号
破産者　有島　憲一郎
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩川内市湯島町2456番地２
破産者　下園　広志
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第４１号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4661番地２　レジェンドⅡ棟102
破産者　福元　大地
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第５４号
鹿児島県阿久根市波留3810番地
破産者　松島　秀明
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
仙台市若林区若林１丁目６番55号　グリーンガーデンハイツ104、従前の住所仙台市青葉区台原３丁目24番10号　ヒルズ台原205
破産者　冨山　克明
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４０９号
仙台市青葉区小田原５丁目１番40号、従前の住所青森県青森市篠田２丁目９番１号
破産者　大島　諒亮
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３１９号
群馬県高崎市浜尻町744番地１　ルーシャス21　205号、前住所群馬県高崎市井野町95番地１　ロビンソンハイツ101号
破産者　神谷　雄治
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部